

令和 7 年度 7 回福岡市開発審査会 会議録

開催日	令和 8 年 2 月 27 日（金） 午後 3 時 30 分から 午後 4 時 10 分まで	場所	福岡市役所 15 階 1503 会議室
出席者	委員	萩島会長、柴田委員、志賀委員、おばた委員、出水委員	
	福岡市	住宅都市みどり局 建築指導部 柴田部長 開発・盛土指導課 樗木課長、久保田係長、田北係長、衛藤、大坪	

凡例：以下において、○は委員、□は福岡市の発言を示す。

第 5 号議案

「社会福祉施設」

- 周囲には水路が張り巡らされていると思いますが、建物を建てる際はどのような対応をするのでしょうか。水路の上に構造物を載せるのか、周辺環境との関係も含めて伺います。
- 水路は既存のまま残す計画です。東側には車両乗り入れのため新設の橋を設置します。西側には水路はありませんが、排水整備のため新たに側溝を整備します。水路は現状のまま維持する方針です。
- 周辺の田んぼなどへ影響はないという理解でよいでしょうか。
- はい、その通りです。
- 水路は障害者の方が落ちる危険もあると思います。安全柵などは設置されるのでしょうか。
- 設備については福祉局も確認しており、安全対策は適切に講じられます。
- わかりました。以上です。
- ほかに質問はありますか。
- （意見なし）
- 意見がないようなので、採決に移る。承認の方は挙手願いたい。
- （採決）
- 第 5 号議案は承認とする。

第 6 号議案

「社会福祉施設」

- 一度許可を受けた場所の計画変更ですね。今回の変更理由を聞かせてください。何かトラブルがあったのでしょうか。
- グループホーム利用予定者等の状況の変化により、バリアフリー対応等が必要となりましたが、当初予定地でのグループホームの計画が難航したため、隣接地を選定しております。当初予定地は現在、家庭菜園として利用しています。
- レッドゾーンにかかる社会福祉施設は必ず移転しなければならないのですか。
- 移転義務はありませんが、建物を新築する場合はレッドゾーンには建てられません。既存建物が存在し、後から指定された場合も、必ず移転の必要はありませんが補強が必要となる場合があります。社会福祉施設では自力での避難が困難である方も多いため、レッドゾーンでの運営は推奨されません。
- ほかに質問はありますか。
- （意見なし）
- 意見がないようなので、採決に移る。承認の方は挙手願いたい。
- （採決）
- 第 6 号議案は承認とする。